

## トラック運転者のあおり運転事故の発生を踏まえた 指導監督の徹底について

令和元年9月12日、佐賀県内の長崎自動車道上り線小城パーキングエリア～佐賀大和インターチェンジ間において、大型トレーラーの運転者が被害車両の大型トラックの通行に対し、無理な車線変更、パッシング、急ブレーキ等を繰り返し、自車を被害車両に衝突させて当該事故現場から逃走する事案が発生しました。

本件は、いわゆる、あおり運転行為による交通事故として危険運転致傷罪が適用され、当該運転者は被疑者として検挙されました。

あおり運転行為が大きな社会問題となっている中、当該事案は極めて危険な行為であり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業の社会的信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾であります。

自動車運送事業者におかれましては、同種事故の再発を防止するため、下記事項について確実に実施されるようお願いいたします。

### 記

1. 点呼等を通じて、運転者に対し、適正な車間距離の確保、道路状況等に適応した安全速度の遵守等安全運行に係る適切な指示を行うこと。
2. 運転者に対する指導・監督を通じて、以下のことを徹底すること。
  - (1) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、同マニュアルにある次の事項を確実に理解させること。
    - ① トラックは大きい車体であるがゆえ強者意識が募りやすいので、幅寄せ、あおりなどの威圧的な運転や嫌がらせの運転はせず、強いからこそ相手の立場に立った思いやりのある運転が求められること。
    - ② 急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなること。
    - ③ 急ぎやあせりの気持ちから前方の車の動きを遅いと感じ、交通の流れに対する配慮を失うこともあり、こうした気持ちのあせりが事故につながること。
    - ④ 興奮している状態は、的確な判断力が低下し、強引な運転をしがちになること。

(2) 道路交通法その他の関係法令を遵守すること。

(参考)

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

【トラック】

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_honpen.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf)

【バス】

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_honpen.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf)

【タクシー】

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/taxi\\_honpen.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/taxi_honpen.pdf)

九州運輸局自動車技術安全部 保安・環境課